

地方自治体における 法施行前後の対応事項等について (こども性暴力防止法)

こどもまんなか
こども家庭庁

法施行前の対応事項(地方自治体)

:所轄庁

:学校設置者等(A)

:民間教育保育等事業者(B)

:A,B共通

令和7(2025)			令和8(2026)											
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

▲
ガイドライン
公表(予定)

▲
マニュアル
公表(予定)

▲
法施行
(予定)

アカウント登録

事業者情報取りまとめ・提出、確認対応

GビズID発行手続・事業者情報登録

確認対応

権限設定

犯罪事実確認
防止措置

現職者 分散申請方法の決定(都道府県立・市町村立学校)

確認対象の整理

服務規律等の見直し

求職者 性犯罪前科の事前確認、犯罪事実確認の対象となる旨などの事前伝達

現職者 犯罪事実確認の対象となる旨などの事前伝達

安全確保措置

環境・体制整備、従事者・保護者等への制度周知・啓発

報告・対応ルールの方策・周知、相談窓口の整備・周知、面談・アンケートの準備、研修

情報管理措置

情報管理規程の作成、情報管理体制の整備

認定等

申請準備(共同認定の場合、事業運営者との役割分担の整理等)

監督等

(必要に応じて)監督指針等の改正

(必要に応じて)監督指針等に応じた対応

法施行後の対応事項(地方自治体)

		令和9(2027)												令和10(2028)				
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
:所轄庁																		
:学校設置者等(A)																		
:民間教育保育等事業者(B)																		
:A,B共通																		
		▲ 法施行 (予定)												▲ 施行後1年 (予定)				
アカウント登録	新規設立があれば都度登録																	
犯罪事実確認	新規採用者の犯罪事実確認																	
	認定時現職者の犯罪事実確認(完了した旨を届出)																	
	施行時現職者の犯罪事実確認の分散申請																	
防止措置	(「おそれ」ありと判断される場合)防止措置を実施																	
安全確保措置	日常観察、面談・アンケートの実施、相談対応、研修の実施等																	
	(事案発生時)調査、児童等の保護・支援を実施																	
情報管理措置	情報管理規程に基づく情報管理措置の適切な実施																	
認定等	申請																	
	認定後は事業内容の変更等に応じて各種届出等																	
監督等	安全確保措置の実施状況等の指導監査																	
	定期報告※																	
	定期報告※																	
報告受領																		
※(学校設置者等の場合)5月末日までに、4月末日を基準日として報告。 なお、定期報告は令和10年度から(令和10年5月末日を初回の報告期限)開始。 (認定事業者等の場合)認定等を受けた日から1年が経過する日の前日までに、その前月初日を基準日として報告。																		

こども性暴力防止法関連システムの事業者アカウント登録までの流れ(イメージ)

○ 新システムを通じたアカウント登録までの手続・期間は、次のような流れを想定(調整中の内容を含む)。

①【学校設置者等・施設等運営者】GビズIDの申請等(～4月末まで:約3か月)

- ・ 学校設置者等・施設等運営者が、個別にGビズID(プライム)を申請
- ・ GビズID(プライム)発行後、各事業者は、必要に応じてGビズID(第一管理者)を登録
- ※ プライム取得後、「③事業者情報の登録」までに、プライム・第一管理者の異動が生じた場合は登録を更新

②【デジタル庁】GビズIDの発行

- ・ デジタル庁において、申請されたGビズID(プライム、第一管理者)を発行

③【学校設置者等・施設等運営者】事業者情報の登録(4月～6月:約3か月)

- ・ 学校設置者等が、施設等運営者の情報を含め、事業者情報(GビズIDを含む)を所轄庁に登録
- ・ 所轄庁の方針に従い、4・5月中も登録可能
- ※ 登録様式(エクセル/フォーム)や、学校設置者等が新設された場合等の情報更新の方法等については別途検討

④【所轄庁】事業者情報の確認・とりまとめ・提出(5月～7月:約3か月)

- ・ 学校設置者等の登録情報に不備がないかの確認を行い、とりまとめた段階で、こども家庭庁に提出(市区町村分は都道府県を經由して提出)
- ・ 所轄庁ごとに締め切りを前倒しするなどし、情報が早めにとりまとめれば、7月以前であっても提出可能(こども家庭庁への提出締め切りは厳守)

⑤【こども家庭庁】データクレンジング→システムへのデータ取込み(7月中旬～10月:約3か月半)

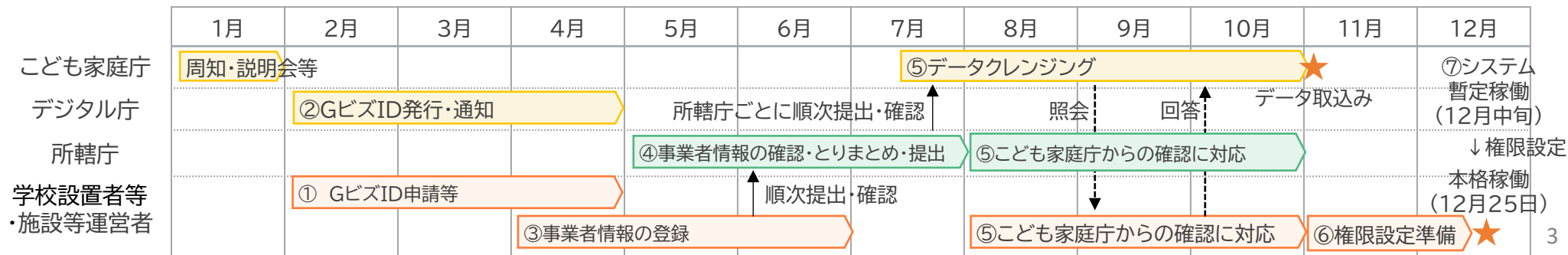
- ・ 提出された事業者情報を精査 → 所轄庁を通じて学校設置者等に情報の確認 → 情報の確定(システムへの取込み)

⑥【学校設置者等・施設等運営者】権限設定準備(11月～12月上旬:約1か月半)

- ・ 学校設置者等・施設等運営者は、事務等を行う従事者ごとに、いずれの権限(犯歴確認ができる者等)を設定するか検討

⑦【学校設置者等・施設等運営者】権限設定(12月中旬にシステム暫定稼働) → 犯罪事実確認書の交付申請等(施行日(12月25日)にシステム本格稼働)

- ・ 学校設置者等・施設等運営者は、システム(暫定稼働)上で権限設定 → 施行日(12月25日)からシステム上で犯罪事実確認書の交付申請が可能に



法施行前の対応事項(地方自治体) | アカウント登録情報(イメージ)

- 現時点で次のような登録項目を想定(今後の検討により変更があり得る。)

所轄庁	事業者情報		
所轄庁名称	事業者名称	事業所の名称 (フリガナ)	法人番号/ 個人事業主管理番号
A県教育委員会	A市教育委員会	エーシキョウイクインカイ	XXXXXX
A県教育委員会	A市教育委員会	エーシキョウイクインカイ	XXXXXX
A県教育委員会	A市教育委員会	エーシキョウイクインカイ	XXXXXX

事業情報		事業所情報				
区分	分類	事業所の名称	事業所の名称 (フリガナ)	都道府県	市区町村	番地以降
学校	小学校	A小学校	エーショウガッコウ	A県	A市	〇〇-〇
学校	中学校	A中学校	エーチュウガッコウ	A県	A市	〇〇-〇
学校	高等学校	A高等学校	エーコウトウガッコウ	A県	A市	〇〇-〇

利用者情報 (GビズIDプライム)			利用者情報 (GビズID第一管理者)		
利用者氏名 (姓)	利用者氏名 (名)	GビズID (メールアドレス)	利用者氏名 (姓)	利用者氏名 (名)	GビズID (メールアドレス)
新宿	三郎	aaa@sample.co.jp	豊島	陽子	bbb@sample.co.jp
新宿	三郎	aaa@sample.co.jp	文京	花子	ccc@sample.co.jp
新宿	三郎	aaa@sample.co.jp	目黒	太郎	ddd@sample.co.jp

情報共有者 (施設等運営者、県費負担教職員等)				
類型	事業者名称	事業者の名称 (フリガナ)	法人番号/ 個人事業主管理番号	GビズID (プライム)
県費負担教職員	A県教育委員会	エーケンキョウイクインカイ	XXXXXX	eee@sample.co.jp
県費負担教職員	A県教育委員会	エーケンキョウイクインカイ	XXXXXX	fff@sample.co.jp
県費負担教職員	A県教育委員会	エーケンキョウイクインカイ	XXXXXX	ggg@sample.co.jp

法施行前

所轄庁 としての事務

分散申請方法の決定

- 学校設置者等は、令和11年12月24日(予定)までに、現職者の犯罪事実確認を行う必要がある。
- 円滑に事務を進めるため、現職者の犯罪事実確認書の交付申請時期を令和9年4月から27か月間にわたり分散させる。
- 公立学校については、各都道府県教育委員会・市町村教育委員会にて27か月間で均等に分散する方法を検討する。

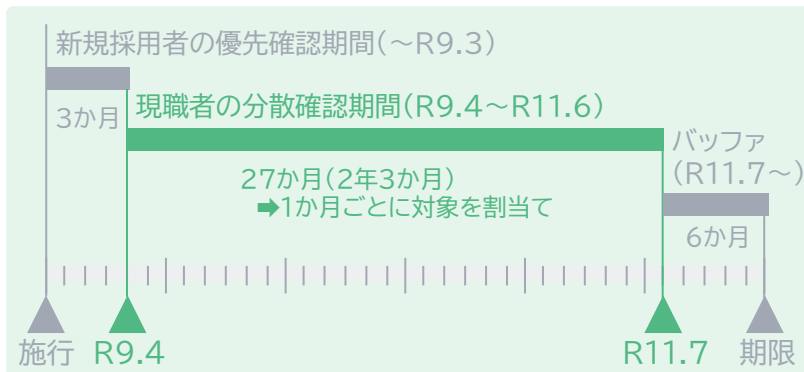
(分散方法の例)

A:採用年次、B:学校単位、C:学校種別、D:学校所在地

法施行後

犯罪事実確認の進捗管理

- 管内における犯罪事実確認の実施状況を管理する。



学校設置者等 としての事務

※認定事業者等も同様

服務規律等の見直し/事前の確認・伝達

- 法施行後、防止措置として講じる雇用管理上の措置に関するトラブル防止のため、服務規律等を見直す。
 - 内定取消事由として「重要な経歴の詐称」を明示すること
 - 懲戒事由として「重要な経歴の詐称」「児童対象性暴力等を行った場合」等を規定すること など
- 対象者に次の内容とあわせて周知・伝達する。
 - 犯罪事実確認の対象となり、戸籍等の提出が必要なこと
 - 性犯罪前科が確認された場合などは、対象業務に従事させることができないこと**
 - 求職者には、採用選考時に誓約書・履歴書等により性犯罪前科を確認する。

犯罪事実確認書の交付申請/防止措置

【新規採用・異動等】

- 新規採用者や、認定等事業に係る従事者等については随時申請する。

【現職者】

- 公立学校は、各都道府県教育委員会・市町村教育委員会にて決定した順に申請する。
- 私立学校・児童福祉施設等は、こども家庭庁に都道府県単位で割り当てられた月に申請する。
- 性暴力のおそれありと判断される場合、防止措置として、配置転換等の措置を講じる。

法施行前

法施行後

未然防止



サービス規律等の見直し/環境整備(ハード)

- 児童対象性暴力等の禁止などをサービス規律等に盛り込むとともに、施設・事業所内の死角の有無等の確認・対策を行う。

環境整備(ソフト)

- 施設・事業所内の巡回や、複数の従事者での児童等への対応等の予防的取組を行う。

研修 教育・啓発



研修方法の決定

- 研修を受講させる時期・方法、内容等について検討しておく。
(こども家庭庁にて標準教材を作成予定)

研修/教育・啓発

- 定期的に従事者に研修を受講させ、意識定着を図るとともに、児童等への教育や保護者への啓発を行う。

早期把握



面談・アンケートの準備

- 児童等への面談・アンケートの実施時期・方法、調査項目等について検討しておく。

日常観察/面談・アンケート

- 児童等の様子を日常的に観察するとともに、定期的な面談・アンケートを行い、児童対象性暴力等やその予兆の早期把握につなげる。

相談



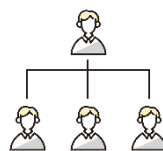
相談窓口の整備・周知

- 事業者内における相談員の選任や相談窓口の設置を行い、外部相談窓口とともに周知する。

相談対応

- 相談を受け付け次第、報告・対応ルールに沿って対応する。

調査 保護・支援



報告・対応ルールの策定・周知/対応体制整備

- 事案発生時の報告・対応ルールを定め、対応チームを編成するとともに、協力可能な外部機関をリストアップしておく。

調査/保護・支援

- 事案発生時は、警察や支援機関等と連携し、児童等の安全確保や事実確認、支援の情報提供、見守り等を行う。

学校設置者等
としての事務

※認定事業者等も
同様

法施行前

情報管理規程の策定/体制整備

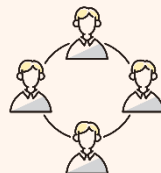
- 適正な情報管理に必要な措置として次の内容を定める情報管理規程を策定し、これに基づき体制を整備する。

基本的事項

- 犯罪事実確認記録等の取扱者は必要最小限とする
- 犯罪事実確認書の内容の記録・保存を極力避ける など

組織的情報管理

- 組織体制の整備
- 漏えい等の事案に対応する体制の整備 など



人的情報管理措置

- 従事者の研修・訓練等
(こども家庭庁にて標準教材を作成予定)



物理的情報管理措置

- 犯罪事実確認記録等を取り扱う区域の管理
- 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去 など



技術的情報管理措置

- アクセス者の識別及び認証
- 外部からの不正アクセス等の防止 など



法施行後

犯罪事実確認記録等の適正な管理

- 情報管理規程に定める措置を適切に行い、犯罪事実確認記録等を適正に管理する。

漏えい等の報告

- 次の事態が発生した場合、こども家庭庁に報告する(一部は個人情報保護法に基づく報告対象にもなる。)

- ① 犯罪事実確認記録等の漏えい、滅失、毀損の発生または発生のおそれ
- ② 犯罪事実確認記録等の第三者※1提供
- ③ 特定性犯罪事実関連情報※2の漏えい等の発生または発生のおそれ

※1 法第12条に規定する教育委員会や施設等運営者等を除く。

※2 防止措置を実施するに当たって対象業務従事者から取得した特定性犯罪事実に関わるより詳しい情報をいう。

犯罪事実確認記録等の廃棄・消去

- 法関連システム内で保管する犯罪事実確認記録等は、法で定める期限の経過後に、自動的に消去される。
- ただし、離職等がある場合、こども家庭庁で廃棄・消去が必要な時期を把握することが難しいため、事業者が離職等の旨をシステム上でこども家庭庁に報告する。

学校設置者等
としての事務

※認定事業者等も同様

法施行前

申請の準備

- 認定等を受けるには、次の基準を満たさなければなら
ないため、事前に準備しておく。
- 共同認定を申請する場合、事業運営者※との役割分担
を決めておく。

犯罪事実確認を適切に実施する ための体制整備

- 責任者を選任すること



児童対象性暴力等対処規程の作成

- 防止措置
- 児童対象性暴力等の調査
- 児童等の保護・支援
について定めること



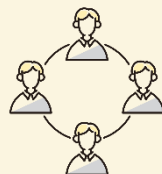
早期把握/相談/研修の実施

- 「その他の安全確保措置(P6)」に
記載の措置を実施していること



情報管理措置の実施

- 情報管理の責任者を含めて2人以上
の従事者がいること



※ 事業の運営全体を担う指定管理者や受託者をいう。

法施行後

認定等の申請手続

- 認定等は、法関連システムに次の内容を記載・添付し
た書類を提出して申請する。

- ① 申請年月日
- ② 事業者情報(氏名または名称、住所または所在地等)
- ③ 事業所情報(名称、所在地)
- ④ 事業情報(概要、事業種別)
- ⑤ 対象従事者の業務の概要
- ⑥ 対象従事者の概数
- ⑦ 事業者の異なるフランチャイズ事業者が申請対象
事業と同一事業を行っている場合には、その旨
- ⑧ GビズID
- ⑨ 早期把握、相談、研修の実施状況
- ⑩ 添付書類(児童対象性暴力等対処規程、情報管理
規程等)

各種届出の提出

- 認定等を受けた後、全ての認定時現職者について犯罪
事実確認が完了したときは、完了届をこども家庭庁に
届け出る。
- その他、事業内容等を変更する場合や、事業を廃止す
る場合などは、こども家庭庁に届け出る。

認定事業者等
(民間教育保育等事業者)
としての事務

法施行前

所轄庁 としての事務

(必要に応じて)監督指針等の改正

- 法施行後は、学校設置者等に対する犯罪事実確認・安全確保措置の監督等は、関連法令等に基づき、所轄庁が行うことになる。
- 業所管省庁は、施行までに監督の根拠や具体的な内容を定める下位法令・通知等の必要な改正等を行う。
- 各所轄庁における監督指針等も、必要に応じて、施行までに改正するよう、業所管省庁から依頼予定。

学校設置者等 としての事務

※認定事業者等も同様

(必要に応じて)監督指針等に応じた対応

- 所轄庁から、各業法に基づく監督指針等の改正が示された場合、当該内容に応じて、施設・事業所の環境や体制等を見直す。

法施行後

業法に基づく監督の実施

- 各業法に基づき、指導監査等を行う。

監督事項		国の監督	所轄庁の監督
義務対象	犯罪事実確認	△	●
	その他の安全確保措置	×	●
	情報管理措置	△	▲
認定対象	犯罪事実確認	○	▲
	その他の安全確保措置	○	▲
	情報管理措置	○	▲

△：国公立の場合は子ども性暴力防止法に基づく定期報告、公表、命令等の対象外。
▲：国が監督等を行うが、国からの情報提供により必要に応じて報告徴収等を実施。

定期報告の提出/帳簿の作成

- 学校設置者等※2は5月末日までに（初回は令和10年度から）、認定事業者等は、認定日から1年が経過する日の前日までに、国への定期報告が必要となる。
- 所轄庁にも、業法に基づく監督事項について定期報告が必要となる場合がある。
- 定期報告の基礎となる、犯罪事実確認の実施状況を記載した帳簿※3は、法関連システム上で、多くの事項が自動的に記載・保存される。

※2 国公立を除く。

※3 定期報告に係る基準日時点の状況について毎年度作成し、帳簿を作成した日から5年を経過する日の属する年度の末日まで保存する。